



事 務 連 絡
平成 2 3 年 9 月 8 日

公益財団法人
日本健康・栄養食品協会 御中

消費者庁食品表示課

消費者委員会新開発食品調査部会における特定保健用食品の
表示許可に係る指摘事項について

内閣府消費者委員会事務局参事官より、先に開催された新開発食品調査部会
において、特定保健用食品の表示許可に係る指摘事項が別紙のとおり示されま
したのでお知らせいたします。

つきましては、貴協会会員各社に周知方よろしく願いいたします。



府消委第227号

平成23年8月30日

消費者庁食品表示課長 殿

内閣府消費者委員会事務局参事官

消費者委員会新開発食品調査部会における
特定保健用食品の表示許可に係る指摘事項について

平成23年8月24日に開催された第6回消費者委員会新開発食品調査部会において、特定保健用食品の表示許可に係る下記の指摘事項がございましたので、通知いたします。

記

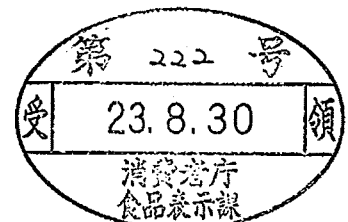
1. 意見内容

別紙のとおり。

【問合せ】内閣府消費者委員会事務局

担当：浅野

電話03-3507-8855



(別紙)

消費者委員会新開発食品調査部会における特定保健用食品の表示許可に係る指摘事項は次のとおり。

「食生活は、主食、主菜、副菜を基本に、食事のバランスを。」の表示については、「特定保健用食品の審査等取扱い及び指導要領」に定める文字の大きさを満たしているものの、他のキャッチフレーズ等の表示が著しく大きいなどのデザイン上の要因により、当該表示が目立たない製品が多く見られる。

特定保健用食品制度の趣旨を鑑みると、当該表示は食生活の改善を促すための重要な表示であることから、申請者は、当該表示が確実に消費者の目に留まるよう、当該表示の文字の大きさや配置、パッケージ全体のデザイン等について十分に配慮すべきである。